

長期平準定期保険(障害保障型) 無配当



特長

大型保障で企業とご家族を守ります。

定期保険特有の合理的な保険料で大きな保障が得られます。企業の信用の裏付となる「事業保障対策」の力強い味方となり、ご家族の生活保障や相続対策資金として必要な「死亡退職金・弔慰金」の財源も確保できます。

退職慰労金の財源確保にもご利用いただけます。

保険期間が長く、相当額の解約返戻金をお支払いできる期間があるため、「退職慰労金」の財源を確保することもできます。

特定障害状態の保障も得られます。

死亡・高度障害状態に加え、特定障害状態(当社所定)に対する保障も得ることができます。

保険料の高額割引制度があります。

保険金額が所定の額以上の場合、保険料が割引になります。

契約者貸付をご利用いただけます。

残りの保険期間が10年以上あれば、解約返戻金額の所定の範囲内で貸付を受けることができます。

特則を付加することにより、保険料が割安になります。

- **非喫煙者割引特則**
被保険者の健康状態と過去1年以内の喫煙状況が当社の定める基準を満たしている場合、保険料が割安になります。
- **低解約返戻金特則**
低解約返戻金期間の解約返戻金額は特則を付加しない場合の70%になりますが、そのぶん保険料が割安になります。なお、低解約返戻金期間は所定の範囲の中からご指定いただけます。

身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

他の保険種類に変換できます。

- 詳細については裏面をご覧ください。

仕組とご契約例

図はイメージです。

- 被保険者：40歳 ● 保険金額：2億円
- 保険期間：99歳満了
- 保険料払込期間：99歳まで
- 個別毎月払保険料

特則なし

男性：390,600円 女性：334,800円

非喫煙者割引特則あり

男性：378,400円 女性：331,400円

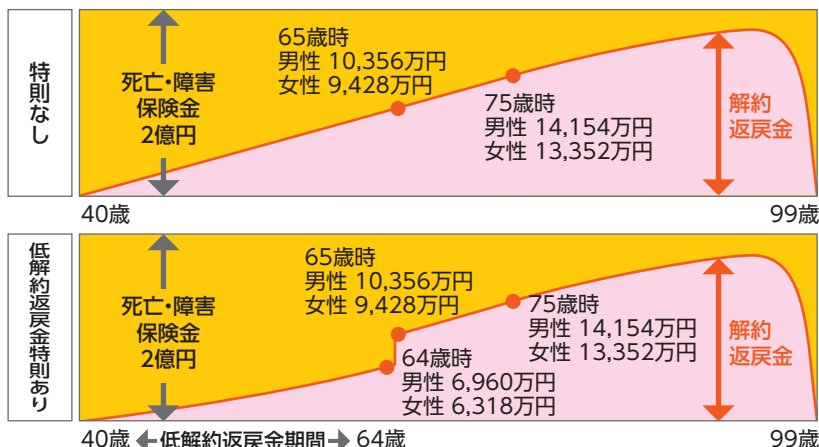
低解約返戻金特則*あり

男性：362,200円 女性：310,400円

非喫煙者割引特則と低解約返戻金特則*あり

男性：350,200円 女性：307,000円

* 低解約返戻金期間：64歳の場合。



保険金のお支払い事由 (詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

お支払いする保険金	お支払い事由	お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金受取人
障害保険金	傷ままたは疾病が原因で所定の高度障害状態・特定障害状態*になったとき	被保険者(保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)

* 特定障害状態については、裏面をご覧ください。

■ いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。

契約年齢の範囲

- ◆低解約返戻金特則を付加しない場合:5歳*~85歳
低解約返戻金特則を付加した場合:5歳*~60歳
*非喫煙者割引特則を付加した場合は20歳。
- 契約年齢によってご指定いただける低解約返戻金期間の範囲は異なります。

取扱保険金額

- ◆長期平準定期保険(障害保障型):500万円~7億円
非喫煙者割引特則を付加した場合:2,000万円~7億円

保険料払込方法

- ◆年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

保険料の自動振替貸付

- ◆保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたときは、解約返戻金額の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立て替えます。
- あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合は適用されません。

払済終身保険への変更

- ◆以後の保険料のお払い込みを中止して、保険金の種類を同一とする払済終身保険に変更できます。
- ◆変更後の保険金額は、変更時の解約返戻金をもとに新たに定めます。その場合は、変更時の保険金額が上限となります。

年金でのお受け取り

- ◆5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等または解約返戻金相当額を年金で受け取ることができま

保険種類の変換

- ◆所定の要件を満たせば、健康状態にかかわらずご契約の全部または一部を所定の限度額の範囲内で所定の保険種類に変換できます。
- ご契約が責任開始日から2年以上経過していること、保険期間満了時の2年前までであること、被保険者の年齢が80歳以下であることなどの所定の要件があります。
- 変換後のご契約としてお選びいただけるのは、変換時に取り扱っている保険種類に限ります。
- 変換後のご契約の保険料は、変換時の年齢・保険料率によって計算します。
- 変換された部分は解約されたものとして取り扱います。

特定障害状態

(詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

- ◆国民年金法施行令第4条の7(昭和61年3月28日政令第53号)別表の障害等級1級に定める程度の障害の状態(下記)があり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態をいいます。
 - 両眼の視力(きょう正視力)の和が0.04以下のもの
 - 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

保険料の経理処理

ご契約者…法人 被保険者…役員・従業員 死亡保険金受取人…法人
[保険期間の最初の6/10の期間]*
保険料の1/2=損金算入 保険料の1/2=資産計上
[保険期間の残りの4/10の期間]
保険料の全額を損金算入し、さらに最初の6/10の期間での資産計上累計額を残りの期間の経過に及び均等に取り崩して損金算入
(平成20年2月28日付 課法2-3/課審5-18)

- *1年未満の端数は切り捨て
- 経理処理の詳細については、当社パンフレット「法人契約 経理と税務のご案内」をご参照ください。なお個別の取扱の詳細については、所轄の国税局・税務署などにご確認ください。
- 上記は2017年8月現在の税制によるものです。当該税制は保険期間中に変更されることがありますので、ご注意ください。

付加できる特約

- 災害死亡給付特約
 - 傷害特約
 - リビング・ニーズ特約(04)
 - ナーシング・ニーズ特約(04)*
 - 5年ごと利差配当付年金支払特約
- *ご契約後、払済終身保険に変更した場合のみ付加できます。
●特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ご契約のしおり・約款はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、**クーリング・オフ**(お申し込みの撤回)、**告知義務違反、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更**など、ご契約者に必要な保険の知識について説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。また、**重要事項説明書(契約概要)**は保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものであり、**重要事項説明書(注意喚起情報)**は契約内容などにおいてご注意ください情報に記載したものです。お申し込みの前に必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

保険種類をお選びいただく際には「ソニー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険はソニー生命の保険種類のご案内に記載されている**定期保険**です。ソニー生命の保険種類のご案内は当社のライフプランナーまたは代理店にご請求ください。また、最寄りの支社・営業所にもございますのでご覧ください。

生命保険募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、当社の担当者(生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして確認をご要望のときは、カスタマーセンターまでご連絡ください。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。
なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。